

## 川越市市制施行100周年記念事業提案事業補助金交付要綱

(総則)

第1条 この要綱は、市内の各種団体等の代表者で構成された川越市市制施行100周年会議が行う川越市市制施行100周年記念事業提案事業に係る補助金について、必要な事項を定めるものとする。

(補助の目的)

第2条 市民団体や本市に関係する団体（法人を含む。以下同じ。）が新たに企画・実施する提案事業に対し予算の範囲内において補助金を交付することで、川越市市制施行100周年記念事業基本構想に定める基本理念の実現を目指すものとする。

(補助対象事業)

第3条 補助金の交付対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 川越市市制施行100周年記念事業基本構想に定める基本理念・基本方針にのっとった事業
- (2) 令和4年1月1日から令和4年12月31日までに実施・完了する事業
- (3) 原則として川越市内で行われる事業

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する事業は、補助の対象外とする。

- (1) 営利を主たる目的とする事業
- (2) 政治活動、宗教活動又は選挙活動を目的とする事業
- (3) 国、地方公共団体又はこれに類する団体から本要綱による補助金以外の補助金等を受けて実施する事業
- (4) 申請しようとする団体が当該団体において例年実施している事業
- (5) 公序良俗に反する、又は反するおそれがある事業
- (6) 補助の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）の総額が20万円未満の事業
- (7) その他川越市市制施行100周年会議会長（以下「会長」という。）が不適当と認める事業

(補助対象経費)

第4条 補助対象経費は、報償費、旅費、消耗品費、印刷製本費、通信運搬費、手数料、保険料、委託料、使用料・賃借料、その他会長が必要があると認める経費とする。

(補助金の額)

第5条 補助金の額は、補助対象経費の10分の10以内とし、その交付に係る上限の額（以下この項及び次項において「交付上限額」という。）は、次の表に掲げる補助対象経費の総額の区分に応じ、それぞれ同表に掲げる額とする。

補助対象経費の総額	交付上限額
100万円以上	100万円
50万円以上100万円未満	50万円
20万円以上50万円未満	20万円

2 前項の規定にかかわらず、補助対象事業の実施に伴い収入が生じるときは、補助対象経費の総額から当該収入の額を減じて得た額（当該額が交付上限額を超える場合には、交付上限額とする。）を補助金の額とする。

3 前2項の場合において、補助金の額に1,000円未満の端数が生じたときは、その端数金額を切り捨てるものとする。

(補助対象事業の公募)

第6条 会長は、補助対象事業を、期間を定めて公募するものとする。

2 会長は、補助対象事業の公募に先立ち、応募要項を定めて公表しなければならない。

(補助金の交付の申請)

第7条 補助金の交付の申請をしようとする団体（以下「申請団体」という。）は、川越市市制施行100周年記念事業提案事業補助金交付申請書（様式第1号）、川越市市制施行100周年記念事業提案事業収支予算書（様式第2号）及び川越市市制施行100周年記念事業提案事業申請団体概要書（様式第3号）により前条第2項の応募要項で指定する期日までに会長に申請しなければならない。

(補助対象事業の決定等)

第8条 会長は、前条の規定による申請があったときは、補助対象事業の内容

について、別に定める審査基準により審査しなければならない。

- 2 会長は、前項の審査の結果について川越市市制施行100周年記念事業提案事業決定通知書（様式第4号）により、速やかに申請団体に通知しなければならない。
- 3 会長は、補助対象事業の採択の決定（以下「補助対象事業の決定」という。）をしたときは、次の各号に掲げる事項を交付の条件として付するものとする。
  - (1) 補助対象事業の内容を変更（会長が軽微であると認めるものを除く。）するとき、又は補助申請額が変更となるときは、会長の承認を受けること。
  - (2) 補助金は、当該補助対象事業以外の目的に使用しないこと。
  - (3) 補助対象事業を中止するときは、会長の承認を受けること。
  - (4) 補助対象事業が予定期間内に完了しないとき、又は遂行が困難となったときは、会長に報告してその指示を受けること。
  - (5) 前各号に掲げるもののほか、会長が必要であると認める事項。  
（補助対象事業計画の変更等）

第9条 補助対象事業の決定を受けた団体（以下「補助団体」という。）は、補助対象事業の内容や予算等に変更が生じたとき又は中止するとき（以下「変更等」という。）は、川越市市制施行100周年記念事業提案事業変更等承認申請書（様式第5号）により申請を行わなければならない。

- 2 会長は、前項の規定による申請があったときは、その内容を審査し、変更等の承認又は不承認を決定し、補助団体に川越市市制施行100周年記念事業提案事業変更等承認（不承認）通知書（様式第6号）により、通知するものとする。  
（普及広報）

第10条 補助団体は、補助対象事業を実施するに当たり、ポスター及びチラシ等を作成するときは、必ず川越市市制施行100周年記念事業の文言並びに川越市市制施行100周年記念事業のロゴマーク及びキャッチフレーズの表示を行わなければならない。

（補助対象事業の遂行）

第11条 補助団体は、補助対象事業の遂行にあたり、補助金が貴重な財源で賄われていることに留意し、補助の目的に従って誠実に補助対象事業を行う

よう努めなければならない。

(実績報告)

第12条 補助団体は、補助対象事業の完了後2週間以内に、川越市市制施行100周年記念事業提案事業実績報告書(様式第7号)、川越市市制施行100周年記念事業提案事業収支決算書(様式第8号)及びその他付属書類を会長に提出しなければならない。

(補助金の額の確定)

第13条 会長は、前条の規定による報告書の提出を受けたときは、その報告に係る補助対象事業の成果が補助金の交付決定の内容に適合するかどうかを審査し、交付すべき補助金の額を確定し、川越市市制施行100周年記念事業提案事業補助金確定通知書(様式第9号)により、補助団体に通知するものとする。

(請求書の提出)

第14条 補助金の額の確定を受けた補助団体は、補助金の交付を受けようとするときは、前条の通知書の受領後、速やかに川越市市制施行100周年記念事業提案事業補助金(精算払い・概算払い)交付請求書(様式第10号)を会長に対し提出するものとする。

2 前項の規定にかかわらず、会長は、補助対象事業の実施に当たり特に必要があると認めるときは、補助対象事業の完了前において、補助対象事業の決定に係る補助金の額(次条において「交付基準額」という。)の全部又は一部を概算払いにより交付することができる。

3 概算払いにより補助金の交付を受けようとする補助団体は、川越市市制施行100周年記念事業提案事業補助金(精算払い・概算払い)交付請求書(様式第10号)を会長に提出するものとする。

(補助対象事業の全部又は一部中止の場合の措置)

第15条 会長は、天災地変その他補助団体の責めに帰さない理由により補助対象事業の全部又は一部が中止となったときは、第12条から前条までの規定を準用し、交付基準額を上限として、補助対象事業の実施に要した経費又は要する経費のうち会長が必要と認める額を補助金として交付することができる。

(調査)

第16条 会長は、補助金事務の適正を期するため必要があると認めるときは、補助対象事業の決定に係る補助金の使途について必要な調査ができるものとし、補助団体はこれに協力しなければならない。

(是正のための措置)

第17条 会長は、補助対象事業が補助対象事業の決定の内容及びこれに付した条件に適合しないと認めるときは、当該補助対象事業につき、これに適合させるための措置をとるべきことを補助団体に対し、命ずることができる。

(決定の取消し)

第18条 会長は、補助団体が前条の規定による命令に応じないときは、補助対象事業の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

2 前項の規定は、第13条の規定により補助金の額の確定があった後においても、適用があるものとする。

(補助金の返還)

第19条 会長は、前条の規定により補助対象事業の決定を取り消した場合において、補助対象事業の当該取消しに係る部分に関し、既に補助金が交付されているときは、期限を定めて、補助金の返還を命じるものとする。

2 会長は、第13条の規定により補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、当該補助団体に対し、期限を定めて、その返還を命じるものとする。

3 前2項の規定により返還を命じるときは、川越市市制施行100周年記念事業提案事業補助金返還命令書(様式第11号)により行うものとする。

4 補助金の返還に係る費用は、全て補助団体の負担とする。

(補助対象事業の実績の公表)

第20条 会長は、第13条の規定による補助金等の額を確定したときは、補助対象事業の成果について市民に公表するものとする。

(事務所管)

第21条 この要綱による補助金に関する事務は、川越市市制施行100周年会議事務局において処理する。

(その他)

第 2 2 条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付について必要な事項は、  
会長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和 3 年 5 月 2 5 日から施行する。